

あおもり#チャリメット推進協力企業等募集・実施要領

1 趣旨

自転車用ヘルメット着用により、県民一人ひとりに命を守る行動を選択してもらうため、従業員やその家族、顧客等に対する自転車用ヘルメットの着用促進に積極的に取り組んでいただける企業、店舗及び団体（国及び地方公共団体を除く。）（以下「企業等」という。）を募集し、県が登録してその取組を公表することで、他の企業等にも取組の輪を広げ、もって県全体の着用率の向上につなげるものである。

2 対象企業等

本事業の趣旨に賛同する企業等で、県内に本社、本店又は事業の拠点があるものを対象とする。ただし、次の各号に該当する企業等を除く。

- (1) 地方税、消費税又は地方消費税の滞納がある。
- (2) 労働関係法令に違反している。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある。

3 応募方法

下記の URL の申込フォームで申し込むか、又は協力企業等申込書（様式1）を作成し、郵送又は電子メールで下記連絡先へ送付すること。

- (1) 申込 URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21205

- (2) 連絡先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 交通・地域安全グループ

TEL：017-734-9232

Mail：kotsu-chiiki@pref.aomori.lg.jp

4 登録

県は、応募のあった企業等の応募内容を確認し、2に定める要件を満たしていると認められる場合は、協力企業等として登録し、その旨の通知及び登録証を送付する。

5 取組事項

協力企業等は、次に掲げる取組に積極的に取り組むこととする。

- (1) 従業員やその家族、顧客等に対する自転車用ヘルメット着用の働きかけ・啓発の取組
- (2) 県が実施する自転車用ヘルメット着用促進のための啓発活動等への参加・協力
- (3) その他県民の自転車用ヘルメット着用率の向上に資する取組

6 県の支援等

県は、協力企業等に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 取組に必要な情報提供等
- (2) 「#チャリメット」ロゴマーク等啓発に使用可能な素材の提供
- (3) 参加・協力いただける県の取組に係る啓発資材等の提供
- (4) 協力企業等の名称や取組内容等の県のホームページへの掲載

7 登録の取消し

協力企業等が、2の(1)～(3)に該当することが判明したとき、その他協力企業等として適当でなくなつたと認めるときは、登録を取り消すこととする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。